



平成24年11月29日

岡山市消費生活センター

市内で悪質なマルチ商法の被害が多発！！

事例：

学生時代の友人から突然電話で「久しぶりに会わないか」と誘われた。

待ち合わせ場所に行くと、事務所のような所に連れて行かれ、「会員になって、車の燃費が良くなるセラミック製の商品【バイオ・●●●】を購入したり、知り合いを紹介するとお金が入る」と勧められ、入会して商品を5本（50万円分）購入した。

契約書は作ったが、事務所で保管され渡されていない。
後になって考えるとおかしいと思い、紹介された友人に電話をしても連絡が取れない。

（20代 男性）



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

・この事例は、「マルチ商法（連鎖販売取引）」と呼ばれるもので、「簡単にもうかる」「紹介料で稼げる」などと勧誘されて入会しても、

- ① 実際は商品が売れず、借金だけが残って被害者となる
 - ② 勧誘・販売することで自分も加害者となり、被害を拡大させてしまうことも
 - ③ 無理な勧誘で友人との人間関係も壊れてしまうことが多い
- など、非常に問題の起こりやすい取引形態です。

・契約書を受け取ってから20日以内であれば、クーリング・オフ（無条件で契約を解除）できます。また、事例のように契約書をもらっていない場合は、後になってからでもクーリング・オフができますので、あきらめず消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時